

# スウェーデン 環境ニュース

Vol. 8 2004年 2月号 ページ1/3

## 都市部の大気汚染状況が悪化

スウェーデンの都市部の大気状況はこの数十年改善傾向にありましたが、最近、特に冬の期間中に悪化する傾向を示しています。国内全自治体のうち約半数が、大気環境品質基準を達成できない恐れがあると示しています。

環境品質基準は1999年1月、環境法典が施行された際に新たに導入された、法的拘束力のあるものです。人の健康と環境を守るために、大気や水などの汚染度を一定のレベルに限定し、環境の「品質」を守るために制定しています。新しい法的手段ですので制定は段階的に進んでいます。最も進んでいるのは大気分野です。二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、酸化窒素類（NO<sub>x</sub>）、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、一酸化炭素（CO）、鉛、ベンゼン、および浮遊粒子状物質（SPM）の基準が設定されています。また、それぞれの基準を達成する期限も設定されました。例えば、二酸化窒素の基準達成義務は2006年1月から始まります。その義務化の期限が迫っています。

特に問題になっているのは浮遊粒子状物質（SPM）と二酸化窒素です。大気汚染進行の原因究明はあまり進んでいません。考えられる原因は、気候の変化、交通や薪暖房からの大気汚染物質の排出などです。国外から空気に乗って運ばれてくる汚染物質の増加も考えられます。唯一改善傾向にあるのはベンゼンの大気中濃度です。

## 大気環境品質基準を守る 締めきりが迫る

環境品質基準は「排出基準」とは異なり、環境の品質を維持するためにあるので、特定の排出源に対する直接の規制ではありません。しかし、各

自治体や担当行政機関には、環境品質基準を守る義務があるので、結果的には排出者等が基準を違反しないような政策を進めなければなりません。自治体は、環境品質基準を超過する恐れがある場合には、環境保護庁に報告する義務があります。そして政府は、自治体が必要な対策をとらなかった場合、自治体に対し対策プログラムの制定と実施を命じることができます。政府は環境法典に基づき、期限内の大気品質基準達成が難しそうなスウェーデンの2大都市、ストックホルム市とヨーテボリ市に対し、すでに対策プログラムの策定を命じています。同2市の対策プログラムは現在作成中で、道路建設の中止、交通量を調整する交通管理、市内のスパイクタイヤ使用禁止などの対策が検討されるため議論を呼んでいるところです。例えばストックホルム市では、交通量の多い道路の使用料金制度の導入が議論されています。

（Upsala Nya Tidning紙04/2/18、環境保護庁ホームページ、その他）

## 大気汚染で対立 フェリ - 会社と自治体が 環境裁判所で争う

スウェーデン南部の港町ヘルシンボリ（Helsingborg）市の環境委員会は1997年以来、二酸化窒素の大気汚染に頭を悩ませてきました。環境品質基準を達成できない恐れがあるのです。この自治体の最大の二酸化窒素排出源は、ヘルシンボリ市とデンマーク間を行き来するフェリーです。ヘルシンボリ市の環境委員会は1997年、フェリ - 会社に対し触媒式排気ガス浄化装置の導入を求めました。フェリ - 会社はその決定に不満があったため、県の中央政府出先機関（Länstyrelsen = レーンスティーレルセン）に訴えました。同機関はフェリ - 会社の主張を認めました。フェリーは外国籍であるため自治体の管轄ではなく、海運庁の管轄であるなどの理由をあげました。しかし同市環境委員会はあきらめず、中央政府出先機関のこの判断を不服とし、ヴェクショー（Växjö）市にある地方環境裁判所に訴えを起しました。環境裁判所もフェリー会社の主張を認める判決を行ったため、敗訴した環境委員会は最近、高等環境裁判所に上訴しました。同市の環境局長によると、環境法典を優先すべき

つづく

## スウェーデン環境ニュース

Vol. 8 2004年 2月号 ページ2/3

1ページからつづく

か、海運を規制する法律に従うべきかが争点になりそうですが、同局長は環境法典の優位性を信じるとのことです。

(DN紙04/1/17)

### 環境法典改正徐々に

1999年1月に環境法典が施行されて以来、ある程度の改正が行われています。改正作業を進めるのは、政府が1999年12月に設置した「環境法典委員会」(Miljöbalkskommittén)です。同委員会の役割は、政府が出したガイドラインに沿って環境法典の適用を評価し、必要と思われる改正を提案することです。超党派の国会議員10人と中立の委員長で構成されています。この他、環境省の専門家1人と、環境保護団体の代表を含む各界の専門家29人と秘書5人が同委員会の仕事に携わっています。政府に依頼された課題を検討し、政府に意見書や改正案を提出します。これまで4回の意見提出が行われ、1回目の提案によって法典は改正されています。4回目の意見書は2004年1月9日に出されました。その内容は、許可事項などの審理・審査をより効率よく行う方法を提案するものです。

環境省のホームページ中環境法典委員会のサイトには、各方面から寄せられた環境法典の各条項に関する疑問点がリストアップされた長い文書が掲載されています。その一点一点を解決して行くに従い、リスト上から消去していくそうです。

(環境法典委員会ホームページ)

### 核廃棄物最終処分場の立地はだれが許可するのか

環境法典委員会が1月に提出した環境法典の改正案では、高レベル核廃棄物の最終処分場の立地に関する提案が含まれています。現行の法典では、

政府が核関連施設建設の許可を出すことになっています。その許可には大規模インフラプロジェクトなど、政府の実施許可が必要なその他のプロジェクト同様、関係する自治体議会の同意が必要です。自治体が拒否権をもっているのですが、核廃棄物施設に関しては、政府は「国家の視点からその建設が非常に差し迫った場合」、その自治体の合意なしでも建設許可が可能で、つまり、政府が自治体の拒否を無視できる抜け道があるわけです。

環境法典委員会は、こういった政府の抜け道を無くすと同時に、政府による許可自体の必要も無くすことを提案しています。核廃棄物施設用立地の適地として見られているオスカシュハムン(Oskarshamn)自治体の地方新聞は、同提案を次のように解説しています：「政府は国家のために自治体の主張を無視することができます。環境法典委員会がこういった政府の抜け道の可能性を無くすと、自治体の拒否権が強化されたように見えますが、同時に、政府の審査・許可の義務がなくなります。代わりに、環境裁判所が許可審理を行うことになります。自治体のもつ拒否権は政府に対するものであるため、環境裁判所に対する拒否権は持っていません。つまり実施許可の判断を下すのは政府でもなく、自治体でもなく、環境裁判所であるということになります。また、環境裁判所は政府の審査を求めることができるようになります。政府も、必要と判断した場合には、環境裁判所に代わり判断を下すことができます。けれども、環境裁判所が扱う案件として審理される限り、自治体は拒否権を行使することができません。従って、自治体には、環境法典が改正されても絶対的な拒否権は持てないことになります。その代わり、自治体には最後の手段として計画建設法があります。同法では、自治体は法的拘束力をもつ土地利用計画を作る独占権をもつとしています。自治体が核廃棄物の最終処分所のない計画を作れば、処分所を建設することはできません。」

核廃棄物最終処分所の建設の責任をもつスウェーデン核燃料取扱株式会社(SKB社)は、処分所の立地の準備に入っています。環境法典により、必要となる環境影響評価の準備と、市民をはじめとする各関係者との協議を始めました。2002年には以前から核廃棄物に深い関係のあるオスカシュハムン自治体とエストハンマ - (Östhammar)自治体の二ヶ所で立地調査を始めています。SKB社によると、建設場所は2010年ごろに決定の見通しであるとのこと。1990年代

つづく

発行/編集 : Lena Lindahl (レーナ・リンダール) 編集協力 : 土屋なおみ

年11回ファックス・電子メール発行、年間購読料5,000円、記事の転載をしたい方は連絡ください。

問い合わせ先 : 電話/ファックス : 03-3422-7019、<http://www.netjoy.ne.jp/~lena>

## スウェーデン環境ニュース

Vol. 8 2004年 2月号 ページ3/3

2ページからつづく

に別の2自治体で住民投票が実施され、核廃棄物の受け入れが拒否された経緯があるので、最終処分所の立地は難航してきました。

(Barometern紙04/1/29、SKB社ホームページ、その他)

### スウェーデン環境法典の 邦訳が進行中

関東弁護士会連合会の公害対策・環境保全委員会が、スウェーデン環境法典全文の邦訳を作るプロジェクトに取り組んでいます。私自身は、同委員会からの依頼で、スウェーデンの環境省が作成した英文をもとに邦訳したものをスウェーデン語の原文に照らし合わせながら校正・監修しているところです。スウェーデン環境法典は先進的な環境法として国際的にも注目されています。弁護士と私の共同作業で読みやすい文書に仕上げる努力を進める一方で、出版の可能性を検討し始めました。「スウェーデン環境ニュース」の購読者の皆様から、出版に関しアドバイス、提案、アイデア、支援などを歓迎します。出版費用のほかに、宣伝方法や販売先も課題です。出版は書籍かCD-ROMのどちらかの形式が考えられます。良いアイデアをお持ちの方はぜひご一報ください。

レ・ナ・リンダール

VZQ11450@nifty.ne.jp

Fax:03-3422-7019

### ヴェクショー市の一人当たりの CO<sub>2</sub>排出は世界平均を切る

「化石燃料ゼロ」の自治体をめざすヴェクショー(Växjö)自治体は今年の1月27日、最新の二酸化炭素排出集計を発表しました。その結果によると同自治体の一人当たりの排出量は3.68トンで、世界平均の3.7トンを下回りました。スウェーデン

全国の平均は一人当たり6.2トンです。アメリカは約22トン、日本は約10トンです。(このデータは各国が国連気候変動枠組条約事務局に報告した排出データによるもので、人間の活動による排出と森林などの吸収源(sink)のすべてを含んだ1999/2000年データです)。ヴェクショー市の2010年までの目標は一人当たり2.32トンです。

(Växjö自治体ホームページ04/1/27、環境保護庁発行のKlimataktuellt 2003/2004、その他)

ヴェクショー市の取り組みに関する日本語資料は、同市のホームページからダウンロードできます：

<http://www.vaxjo.se/japan>

### スウェーデンに見習い 日本の森林の持続可能性に関する 「コンセンサス・ドキュメント」 完成

スウェーデンの環境保護政策が着々と進んでいる理由をよく訊ねられます。環境政策が建設的かつ前向きになったある重要な転換期があったと思います。それは、問題解決を中心に置く考え方から、問題が起こらない社会を作ることを中心におく考え方に変わった時期ではないでしょうか。この転換に、環境保護団体ナチュラル・ステップが大きく貢献したと思います。具体的な手法として使われるのは、「コンセンサス・ドキュメント」(合意文書)の作成です。争点ではなく、合意可能な事項を中心に置くことによって共有できるビジョンを打ち出し、建設的な進行方向を示す方法です。

スウェーデンのナチュラル・ステップは各種関係者の参加を得て、森林、交通、農業、エネルギーなどの分野で「コンセンサス・ドキュメント」を作成しています。今回、似たような手法で、「森林コンセンサス・ドキュメント ~日本の森林の持続可能性に関するビジョンと提言~」ができました。

問い合わせ・購入(300円)：国際NGOナチュラル・ステップ・インターナショナル日本支部

Tel: 03-5212-1528 Fax: 03-5212-1122

電子メール：[tns@tnsij.org](mailto:tns@tnsij.org)

<http://www.tnsij.org>

発行/編集：Lena Lindahl(レーナ・リンダール) 編集協力：土屋なおみ

年11回ファックス・電子メール発行、年間購読料5,000円、記事の転載をしたい方は連絡ください。

問い合わせ先：電話/ファックス：03-3422-7019、<http://www.netjoy.ne.jp/~lena>